

各 役 員 ・ 地 区 連 盟 会 長 様

一 般 財 団 法 人 千 葉 県 剣 道 連 盟
会 長 川 畑 富 保

剣 道 四 ・ 五 段 審 査 会 の 開 催 に つ い て

み だ し の こ と に つ い て 、 下 記 に よ り 実 施 致 し ま す 。 各 連 盟 に あ つ て は 会 員 に 周 知 せ ら れ 手 続 き を お 願 い し ま す 。

な お 、 受 審 段 位 に よ つ て 受 付 時 間 が 異 な り ま す の で ご 注 意 く だ さ い 。

記

1 期 日 令 和 元 年 1 2 月 1 4 日 (土)

【 四 段 】 午 前 8 時 5 0 分 ～ 9 時 1 0 分 受 付 (時 間 厳 守) 午 前 9 時 3 0 分 開 始

【 五 段 】 午 後 1 2 時 3 0 分 ～ 1 2 時 5 0 分 受 付 (原 則) 午 後 1 時 0 0 分 開 始 予 定
(四 段 審 査 終 了 時 間 に よ り 変 動 有)

2 場 所 千 葉 県 武 道 館 千 葉 市 稲 毛 区 天 台 町 3 2 3 T e l 0 4 3 - 2 9 0 - 8 5 0 1

3 受 審 資 格

(1) 前 段 取 得

ア 四 段 は 平 成 2 8 年 1 2 月 3 1 日 以 前 に 三 段 を 取 得 し た 者

イ 五 段 は 平 成 2 7 年 1 2 月 3 1 日 以 前 に 四 段 を 取 得 し た 者

(2) 年 齢 は 審 査 当 日 の 時 点 と す る 。

4 申 込

(1) 申 込 期 日

令 和 元 年 1 1 月 2 8 日 (木) 必 着

君 木 切 1 1 月 2 3 日 (土) 正 午 手 取

(2) 申 込 先

〒 2 6 3 - 0 0 2 4 千 葉 市 稲 毛 区 穴 川 2 - 3 - 2 0

一 般 財 団 法 人 千 葉 県 剣 道 連 盟

武 道 本 館 店

(3) 様 式

各 地 区 剣 連 一 括 所 定 の 申 込 書 に よ る こ と 。

5 審 査 料 (取 下 り 君 木 切 分 別 手 取 料 + 2 万 0 0 0 円)

県 剣 連 納 入 分 四 段 8 , 0 0 0 円 五 段 1 0 , 0 0 0 円

6 審査科目

- (1) 実科
- (2) 日本剣道形(四・五段共太刀7本、小太刀3本)
- (3) 学科 (実技合格者のみ提出)

下記学科問題(各段位3問)の解答を指定の解答用紙にボールペン(黒)で記入し指定のサイズ(長3 縦235mm×横120mm)の封筒に三つ折で入れて審査会場に持参のこと。

- ア. それぞれ1行目に番号と問題を書き、次の行から解答を記入のこと。
- イ. 受付にて受審番号を確認後、解答用紙に記入のこと。
- ウ. 封筒にも受審番号と氏名をボールペンで記入のこと。

★ 学科特例措置 五段受審者 (実技合格者のみ提出)

社会体育指導員剣道初級の認定を受けた者は、当該認定をもって学科合格に替えるものとするので、認定証のコピーを提出(上記指定の封筒に入れウ. に従う)すること。

7 その他

- (1) 申込書に段位別の通し番号を付けること。
- (2) 前段を旧姓で登録した者は、()で旧姓を記入すること。
- (3) 審査料については、申込みと同時に納入し、以後返金はしない。
- (4) 越境受審は認めませんので受付の際特に注意のこと。
- (5) 実技合格者で剣道形の受審をしない、または学科の提出の出来ない場合は実技合格は取り消しになり最初からの受審になります。

※ 当日、合格者本人による仮登録を行います。つきましては、受審者に予めその旨を知らせ登録料(五段19,000円 四段 13,000円)と、書類記入のための筆記具(ボールペン)を準備しておくようにご通知下さい。

学 科 問 題

四段

- 1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修練の心構えを書きなさい。
- 2 平常心について述べなさい。
- 3 気剣体の一致について述べなさい。

五段

- 1 全剣連制定の剣道の理念及び剣道修練の心構えを書きなさい。
- 2 懸待一致について書きなさい。
- 3 審判員としての心構えについて書きなさい。

※ 解答用紙1枚に記入しきれない場合は、同用紙の裏面を使用して下さい。

